

(案)

国 空 安 政 第 号
令 和 8 年 月 日

航空局安全部安全政策課長

「模擬飛行装置等認定要領細則」(平成 14 年 4 月 23 日 国空航第 1417 号 国空機第 1462 号 国空乗第 2098 号)の一部改正について

「模擬飛行装置等認定要領細則」(平成 14 年 4 月 23 日 国空航第 1417 号 国空機第 1462 号 国空乗第 2098 号)のうち、次の表の「改正前」欄に掲げる部分を、表の「改正後」欄のように改正する。

改 正 後	改 正 前
第6章 認定検査	第6章 認定検査
6－1 認定検査の対象 認定検査は、以下の場合に実施する。 <u>ただし、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している装置について検査を行う場合、第 14 章に従い、実地検査の全部又は一部を省略することができる。</u>	6－1 認定検査の対象 認定検査は、以下の場合に実施する。
(略)	(略)
第9章 定期検査等	第9章 定期検査等
(略)	(略)
9－1 定期検査 9－1－1 定期検査の時期 定期検査は、原則として3年度に1度行うものとする。 ただし、模擬飛行装置等の重要度等を鑑み、定期検査の間隔を短縮することがある。	9－1 定期検査 9－1－1 定期検査の時期 定期検査は、原則として3年度に1度行うものとする。 ただし、模擬飛行装置等の重要度等を鑑み、定期検査の間隔を短縮することがある。

改 正 後	改 正 前
また、模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理が品質管理規程に基づき適切に実施されていることが確認できない場合は、定期検査は、1年に1度以上行うものとする。 <u>なお、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定していて、第14章に従い、検査の全部又は一部を省略する場合で、外国の航空当局が発行した認定の事実を記載した書類等に認定期限の記載がある場合、その期限までに外国の航空当局の定期検査を受けた上で、我が国の定期検査を行うものとする。</u> 9-1-2 定期検査の実施方法 定期検査は、模擬飛行装置等1台毎に、認定検査ガイドに記載された内容に基づき、認定要領細則に掲げる事項について、検査を行うものとする。<u>ただし、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している模擬飛行装置等について検査を行う場合、第14章に従い、検査の全部又は一部を省略することができる。</u> (略) 9-1-3 定期検査の申請 (略) 9-1-3-2 申請書 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通(電子データでも可)を提出すること。 (1)～(7) (略) (8) 定期検査を希望する時期及び場所<u>(第14章に基づき、検査の全部又は一部を省略することを希望する場合はその旨)</u> <u>(9) 第14章に定める使用実績を満たすことが分かる書類(第14章に基づき、検査の全部又は一部を省略することを希望する場合)</u> (略)	また、模擬飛行装置等の形態管理及び維持管理が品質管理規程に基づき適切に実施されていることが確認できない場合は、定期検査は、1年に1度以上行うものとする。 9-1-2 定期検査の実施方法 定期検査は、模擬飛行装置等1台毎に、認定検査ガイドに記載された内容に基づき、認定要領細則に掲げる事項について、検査を行うものとする。 (略) 9-1-3 定期検査の申請 (略) 9-1-3-2 申請書 申請者は、次に掲げる事項を記載した申請書1通(電子データでも可)を提出すること。 (1)～(7) (略) (8) 定期検査を希望する時期及び場所 (新設) (略)

(案)

改 正 後	改 正 前
第10章 臨時検査 10－1 臨時検査の対象及び内容 認定要領第7章に規定する臨時検査は、次の10－1－1～10－1－6に掲げる事項について行う。<u>ただし、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している模擬飛行装置等について検査を行う場合、第14章に従い、検査の全部又は一部を省略することができる。</u> (略) 第11章 模擬飛行装置等の維持管理等 11－1 (略) 11－2 品質管理の実施方法 模擬飛行装置等の認定を受けた者は、模擬飛行装置等の用途への使用にあたって適用される法令・通達を遵守するため、以下の11－2－1～11－2－<u>22</u>に規定する事項を品質管理規程に記載すること。 なお、模擬飛行装置等の種類及び区分により、11－2－1～11－2－<u>22</u>に規定する内容が該当しない等の場合に、他の同等な方法により規定することができる。 品質管理規程は、会社で設定した社内規程を呼び出すものであってもよいが、一覧表等によって、以下の11－2－1～11－2－<u>22</u>に規定する内容に適合することを明らかにすること。 11－2－1～11－2－21 (略) <u>11－2－22 認定検査、定期検査又は臨時検査の実施方法(該当する場合)</u> <u>細則6－1、細則9－1－2又は細則 10－1のただし書きにより検査の全部又は一部を省略した模擬飛行装置等の場合、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局により行われた検査及びその結果によって、我が国での検査の申請等の手続きを行うた</u>	第10章 臨時検査 10－1 臨時検査の対象及び内容 認定要領第7章に規定する臨時検査は、次の10－1－1～10－1－6に掲げる事項について行う。 (略) 第11章 模擬飛行装置等の維持管理等 11－1 (略) 11－2 品質管理の実施方法 模擬飛行装置等の認定を受けた者は、模擬飛行装置等の用途への使用にあたって適用される法令・通達を遵守するため、以下の11－2－1～11－2－<u>21</u>に規定する事項を品質管理規程に記載すること。 なお、模擬飛行装置等の種類及び区分により、11－2－1～11－2－<u>21</u>に規定する内容が該当しない等の場合に、他の同等な方法により規定することができる。 品質管理規程は、会社で設定した社内規程を呼び出すものであってもよいが、一覧表等によって、以下の11－2－1～11－2－<u>21</u>に規定する内容に適合することを明らかにすること。 11－2－1～11－2－21 (略) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>めの方針、責任及び権限、プロセス並びに実施要領を設定すること。その際、以下の内容を含めること。</u> <u>(1) 外国の航空当局の基準が変わった際には速やかに航空局に報告するとともに、新たな基準に適合していることの確認を受けた上で用途に使用すること。</u> <u>(2) 外国の航空当局が発行した認定の事実を記載した書類等に認定期限の記載がある場合、その期限までに定期検査を受けた上で、我が国の新たな合格書が発行されるプロセスを定めること。</u> <u>(3) 外国の航空当局が認定の取り消し、又はその効力の一部若しくは全部を一時停止した場合に速やかに航空局に報告するとともに、当該模擬飛行装置等を用途へ使用をしない旨を定めること。</u> (略) <u>第14章 外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している装置に対する検査及びその認定について</u> <u>本章では、外国に設置されていて、国際民間航空条約の締約国たる外国の航空当局が我が国と同等以上の基準及び手続により認定している装置について、同じ区分の検査の全部又は一部を省略する場合の詳細を定める。なお、既に認定を受けている模擬飛行装置等について今後の検査において本章の適用を受ける場合、現在の認定を取り消した上で新たに認定検査を受けさせるものとする。また、既に本章の適用を受けた模擬飛行装置が引き続き本章による定期検査を受検する場合、前回の認定検査又は定期検査以降に要領5－3に定める用途等を使用されていること。</u> <u>14－1 本章の適用が受けられる模擬飛行装置</u> <u>米国連邦政府から US Code of Federal Regulation(CFR), Title14, Chapter 1, SubpartD, Part 60 又は Part60 以前の認定要件に基づき Level C 又は D の Full Flight Simulator の認定を受けた装置</u> <u>14－2 省略できる検査</u>	(略) (新設)

(案)

改 正 後	改 正 前
<u>14-2-1 認定検査</u> <u>認定要領2-3及び2-4の書類を全て提出した場合、実地検査の全部</u>	
<u>14-2-2 定期検査</u> <u>細則9-1-3-2に加え、新たに交付された認定の事実を記載した書類の写し及び米</u> <u>国連邦政府の航空当局が実施した定期検査で使用了書類一式を提出した場合、実</u> <u>地検査の全部</u>	
<u>14-2-3 臨時検査</u> <u>細則10-2-1に加え、我が国と同等以上の検査を行ったと判断できる書類を提出し</u> <u>た場合、認定検査ガイドに記載された性能検査及び機能検査の全部又は一部</u>	
<u>14-3 認定時の特記事項</u> <u>認定できる用途の範囲は要領5-3のそれぞれの区分のうち、5-3-1の(6)に掲げる実</u> <u>技審査を除いたものとし、原則として要領2-4(2)に定める書類は不要とする。</u>	
附 則	附 則
(略)	(略)
(施行期日)	(新規)
<u>1. この模擬飛行装置等認定要領細則は、令和8年*月*日から適用する。</u>	
(略)	(略)
付録F 書類書式:合格書(認定要領第6章6-1-3及び認定要領第7章7-1-2)	付録F 書類書式:合格書(認定要領第6章6-1-3及び認定要領第7章7-1-2)

(案)

改正後	改正前
付録F 書類書式:合格書(認定要領第6章6-1-3及び認定要領第7章7-1-2) 国空航第〇〇〇号 合 格 書 〇〇〇〇〇〇〇〇 (所有者名) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった模擬飛行装置の定期検査に 飛行訓練装置の臨時検査 については、「模擬飛行装置等認定要領」(平成14年3月28日付、国空航第1285号、 国空機第1308号及び国空乗第91号)及び「模擬飛行装置等認定要領細則」 (平成14年4月23日付、国空航第1417号、国空機第1462号及び国空乗第2098号) の規定に基づく検査の結果、合格としたので通知する。 記 1. 模擬飛行装置の型式 〇〇〇式〇〇〇型 飛行訓練装置 2. 製造番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 3. 性能検査日 〇年〇月〇日 4. 機能検査日 〇年〇月〇日 5. 備 考 年 月 日 航空局安全部安全政策課長 〇 〇 〇 〇 国土交通省 (略)	付録F 書類書式:合格書(認定要領第6章6-1-3及び認定要領第7章7-1-2) 国空航第〇〇〇号 合 格 書 〇〇〇〇〇〇〇〇 (所有者名) 〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった模擬飛行装置の定期検査に 飛行訓練装置の臨時検査 については、「模擬飛行装置等認定要領」(平成14年3月28日付、国空航第1285号、 国空機第1308号及び国空乗第91号)及び「模擬飛行装置等認定要領細則」 (平成14年4月23日付、国空航第1417号、国空機第1462号及び国空乗第2098号) の規定に基づく検査の結果、合格としたので通知する。 記 1. 模擬飛行装置の型式 〇〇〇式〇〇〇型 飛行訓練装置 2. 製造番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 3. 性能検査日 〇年〇月〇日 4. 機能検査日 〇年〇月〇日 年 月 日 航空局安全部安全政策課長 〇 〇 〇 〇 国土交通省 (略)